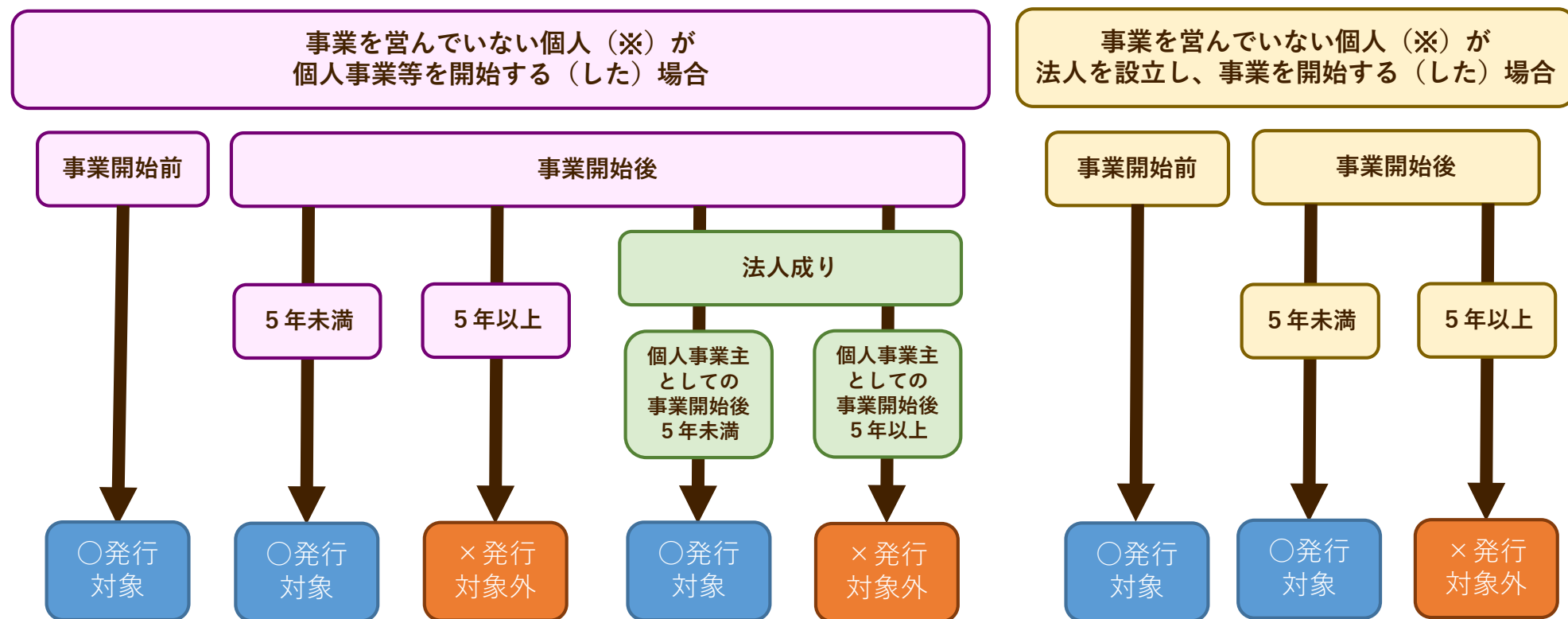


【認定特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書】 発行対象者イメージ図



※ 過去に開業届を提出したことがない、又は法人の設立登記をしたことがない者のことをいいます。なお、過去にそれらの手続きをしたことがある場合でも、その後廃業の手続きをしていれば、現在「事業を営んでいない個人」として認められます。

【その他留意事項】

- ・ 個人事業主としての事業を継続したまま別途法人を設立する場合、「新規に事業を開始する」とは言えないため、設立する法人に対しての証明書の発行はできません。（個人事業に対しては、開始後5年未満の場合発行可能です。）
- ・ 事業の開始日は、個人事業主の場合、開業届に記載の「開業日」、法人の場合、履歴事項全部証明書に記載の「成立年月日」と考えます。